

## 書評

飯野由里子・星加良司・西倉実季 著  
『「社会」を扱う新たなモード——「障害の社会モデル」の使い方』  
(生活書院, 2022年)

榎原 賢二郎\*

本書が目的としているのは、「障害の社会モデル」(以下社会モデル)と呼ばれる理論枠組みの新たな可能性の模索である。これは、従来個人の心身機能の問題と解されてきた障害を社会的障壁との関係でとらえ直す観点である。例えば、機能障害があるからバスが利用できないのではなく、それはバスの設計に起因する問題であるというように社会モデルは把握する〔Oliver (1990=2006), p.29〕。社会モデル自体は、その原型を含めれば、少なくとも約半世紀の歴史を持ち、その意味では既に「新たな」理論ではない。この理論枠組みは、障害の治療やリハビリテーションの推進とは異なり、障害者の社会参加を妨げる制度的・物理的その他の障壁の撤廃において大きな達成を成し遂げてきたものの、「その理論装置としての限界や賞味期限切れを指摘する議論」(p.16)も現れている。本書はそうした批判に正面からの論駁を行っていないものの、社会モデルを更新しようと試みている。

「はじめに」では、単に障害者が直面する諸問題を、個人的な問題としてではなく社会的な問題として扱うだけでは、社会モデルとは呼べないと主張される。本書がここに付け加えるのは、マジョリティ-マイノリティ間の「権力関係」(p.5)であり、不均衡な権力の配分(p.4)である。障害者が経験する生きづらさは、社会がマジョリティに合わせて作られていることにより生じている。それに止まらず、そうした生きづらさを個人の努力で解決するのか、資源や支援の社会的配分によって解決するのかという線引き自体が、マジョリ

ティ-マイノリティの「権力関係」に規定されている。こうした枠組みが本書全体として採用されている。

序章では、社会モデルに対する理解がこれまでいびつであったと主張され、従来軽視されがちであった社会モデルの側面に焦点が当てられる。社会モデルには、(1)「障害はどのようにして生じているか」(「発生メカニズムの社会性」ないし「障害発生の認識論」)、(2)「それを解消するために何が出来るか」(「解消手段の社会性」)、(3)「解消の責任を負う主体は誰か」(「解消責任の社会帰属」という三つの異なる位相がある(p.17)。政策や障害者運動においては、問題をいかに解決するかという実践的関心から、第二・三の側面が重視されがちであったが、著者らは第一の側面こそが社会モデルの要諦であると主張する。第一の側面をいかに把握するかは、第二・三の側面にも影響する。すなわち、障害は個人の問題であるという認識のもとでなされる対処は、慈善的なものに止まり、対処に伴うコストへの許容性も十分調達できない。もっとも、第一の側面に着目すれば良いというのではなく、先述の通り、障害者が経験する困難を、マジョリティ-マイノリティ間の「権力関係」によって生じた問題として理解することが求められるという。

第一章以降では、上記の観点から、社会モデルに関連する諸事象が考察される。第一章では、当事者研究と社会モデルの関係が論じられる。当事者研究は、障害者等が自ら経験する問題を研究する営みである。「浦河べてるの家」で精神障害の

\* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第三室長

文脈から始まった取り組みであるが、本章の主な対象は、綾屋紗月と熊谷晋一郎が展開した発達障害当事者研究と「ソーシャル・マジョリティ研究」である。綾屋は、マジョリティに合わせて作られた社会とマイノリティの身体特性の関係から障害が生じると把握した上で、マイノリティ個人の可変な部分と社会の可変な部分の相互調整を提唱する。これに対して本章は、環境整備や合理的配慮などの社会的コストが過大に、障害者個人が社会に合わせる個人的コストが過小に評価されるというような不均衡な関係を見落としていると批判する。

第二章では、近年の「心のバリアフリー」の変容と限界が取り上げられる。「心のバリアフリー」は従来、障害者への声かけの推進や、車いす利用者用駐車スペースに駐車しないことなどを含んでおり、障害者への思いやりと結びつけられてきた。これに対し、東京オリンピック・パラリンピックを控えて策定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、社会モデルを明示的に採用し、障害者に対する社会的障壁の除去は社会の責務であるという認識を示している。本章はこのことを一定程度評価しつつも、当該計画が立脚する普遍主義が、「一部の人の生において現に起こっている深刻な問題から目を反らす効果をもっている」(p.85)という懸念を提起している。この点は、すべての人のニーズに応えようとするユニバーサルデザインと、障壁によって不利益を受けている人に焦点化するバリアフリーの対比と平行であり、著者らの議論は後者と親和的である。

第三章では、障害者の性の権利について論じられる。障害者と性をめぐっては、性的活動の自由が追求される一方で、介助者や家族の元でのプライバシーの欠如、パートナーと出会うことへの障壁、障害者に対して性的な存在となることを期待しない社会化、そして障害者への性被害・性暴力などの問題がある。しかしこのテーマは、公私二元論においては私的領域として観念されやすい領域であり、公的領域における権利獲得を重視する従来の社会モデル理解では十分扱われてこなかっ

たという。社会モデルの文脈で性をめぐる議論がなされる場合も、障壁の解消により活動に参加できるようにするという従来の社会モデル理解の偏りにより、性被害の防止のような、性の権利を享受する基本的条件が周縁化されていたと論じられる。

第四章以降の主題は「合理的配慮」、すなわち障害者にとっての障壁を除去し、社会参加を保障するために、過重な負担が生じない範囲で実施される現状の変更である。窓口で視覚障害者に書類の代筆を行うなどがその例である。日本でも障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、平成二十五年法律第六十五号）や改正障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律、昭和三十五年法律第二百二十三号）により制度化されたが、本書では合理的配慮を取り巻く諸問題が批判的に検討される。

第四章では、社会モデルに対置される「個人モデル」、すなわち障害を個人の心身機能の問題とみなす観点から、合理的配慮法制化以降強まっているという分析がなされる。合理的配慮法制化とともに、心身の機能障害の範囲や有効・公平な配慮方法への専門知が要請されるようになった。これに伴い、「個人モデル」の中心的担い手であった医学や心理学などの専門家の配置が進んでいるという。

ここで、一見社会モデルを体現するかに見える合理的配慮には、実は個人モデル的に解釈する余地があるという議論が提起される。すなわち、障害は個人の心身機能によって生じる問題であるが、配慮せずに放置するのは良心に悖るので、合理的配慮を提供するというものである。こうした認識のもとでは、合理的配慮は慈善としての性質を帯び、配慮措置も限定されたものになるという。

第五章では、合理的配慮の前提となるニーズ表明の困難について論じられる。合理的配慮は、まず障害者が配慮を必要としているというニーズ表明を行い、配慮提供について相手方と対話した上で提供される。しかしニーズがあるのに表明できないという状況も存在する。障害学生支援の文脈

では、この状況がニーズを言語化する能力にかかわる問題として個人化されることがある。これに対して本章は、ニーズ表明の困難の発生原因も社会モデルの俎上に載せる。具体的には、障害の可視性にかかわる誤解、障害の不変性にかかわる誤解（聴覚過敏のような日々の流動性がある症状が取り上げられている）、伝達された困難の経験が健常者と同様であるというような不適切な理解、教育的指導のような形での正当化などが検討されている。

第六章では、合理的配慮の中でも、物理的環境や意思疎通に関するものに比べて受容されにくい類型として、ルール・慣行の柔軟な変更としての合理的配慮が主題化される。取り上げられる事例の一つが、空港に階段式タラップしかなく、歩けない人は航空機に乗れないとした格安航空会社の対応である。物理的障壁は同行者の支援もあり、事後には階段昇降機等の配置もなされた。他方、歩けない人は乗れないというルールは自明視され、当の障害者への批判が生じた。実際には、このルール自体がマジョリティに合わせて作られており、そうした偏りを是正するために合理的配慮が提供される。その配慮には一定の負担も伴うが、その負担は社会的障壁という構造的不正義の発生過程に間接的にであれ関与している人々が担うべきであると論じられる。

終章では、これまでの議論を総括し、「マジョリティとマイノリティの間に存在する不均衡な権力関係を通して、マイノリティの側に課される不利益を、社会的な問題として焦点化するためのフレームワーク」(p.249)という社会モデル理解が提示される。その上で、本書が定式化する障害の社会モデルが、フェミニズム研究やクィア研究、エスニシティ研究等、マジョリティ-マイノリティの不均衡な関係が見出される領域に広く適用可能であることが主張される。不均衡な権力関係から、マイノリティにとっての障壁が発生する過程をまず分析することが重要であり、そこに学術が果たす役割があると主張される。

本書の意義としては以下の点を挙げるができる。第一に、近年のトピックを分析すること

で、事例面で社会モデルの更新を試みた点である。特に、合理的配慮をめぐる著者らを含む執筆陣が著した前著『合理的配慮』〔川島ほか(2016)〕が、基本的には合理的配慮の制度的・理念的側面を強調していたのに比して、本書では実際の運用面において生じうる意図せざる結果に批判的検討を加えている。例えば、合理的配慮の個人モデル的解釈の可能性が指摘されているほか、合理的配慮提供に向けた対話過程を開始させる困難の議論も拡張されている。第二に、社会的障壁としての障害の文脈で、学術の意義を明示した点である。運動や政策が、実際的な社会的障壁の解消を志向する中で、社会構造を分析することの重要性を提示したことは、社会モデルがこれまで運動論的に解釈されがちであったことに鑑みれば意義があると考えられる。

しかし、本書には明白な欠陥がある。本書が従来の社会モデル理解に付け加えた要素は、マイノリティ-マジョリティ間の「権力関係」であるが、権力概念に関する検討がほぼ完全に欠落しているのである。マジョリティ・マイノリティ概念も、本書においては数的な意味での多数派・少数派のことではなく、権力概念に依拠しているので(p.50)、権力概念が体系的に検討されなければ未規定となる。この一事からしても、本書は理論としての社会モデルの延命には失敗したと評価せざるを得ない。

仮に権力概念についての検討がなされていたとしても、非障害者=マジョリティ=権力を多く持つ者/障害者=マイノリティ=権力を少なくしか持たない者という二項図式は正当化されえない。例えば、通常マジョリティと観念される人々も、有用かつ服従的な近代の主体を産出する規律訓育〔Foucault (1975=1977), p.143〕に従属していると考えるのであれば、著者らが前提とするようなマジョリティ・マイノリティ観も妥当しなくなると考えられる。

あるいは権力を、社会関係内における意志の貫徹可能性に求めるとしても〔Weber (1922=1972), p.86〕、非障害者においても権力への従属は見出される。すなわち権力関係は非障害者/障

害者の境界とは重ならない。そうであれば、非障害者をマジョリティとして措定することは、論理上の問題を抱えており、また非障害者が経験する多様な社会問題（一例を挙げれば強制として作用するような労働環境）を捨象する理論構造となっている点で欠陥がある。こうした問題の背景には、障害をほかの社会問題との関係の中で可能な限り精緻に定義しようとする方向性〔榊原(2016)〕の欠如がある。

既に述べたように、近年の障害関連の諸事象に対する懐疑的視座に着目して読む価値はあると考えられる。理論面では今後の深化を期待したい。

#### 引用文献

- Foucault, Michel (1975) *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Éditions Gallimard. = (1977) 田村俣 訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社。
- 川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司 (2016)『合理的配慮——対話を開く, 対話が拓く』有斐閣。
- 榊原賢二郎 (2016)『社会的包摂と身体——障害者差別禁止法制後の障害定義と異別処遇を巡って』生活書院。
- Oliver, Michael (1990) *The Politics of Disablement*, Macmillan. = (2006) 三島亜紀子 他訳『障害の政治——イギリス障害学の原点』明石書店。
- Weber, Max (1922) “Soziologische Grundbegriffe” *Wirtschaft und Gesellschaft*, J.C.B. Mohr. = (1972) 清水幾太郎『社会学の根本概念』岩波書店。

(さかきばら・けんじろう)